

菊池さくら保育園 運営規程

(施設の目的及び運営方針)

- 第1条 当園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、適正な保育の提供を行うことにより、児童の健やかな成長を図ることを目的とする。
- 2 当園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)その他関係法令を遵守して運営するものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 当園の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1)名称 菊池さくら保育園
- (2)所在地 熊本県菊池市豊間301-9

(提供する特定教育・保育の内容)

- 第3条 当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示141号)に基づき、子どもの心身の状況に応じて、教育・保育その他便宜の提供を行うものとする。
- 2 当園は、前項の提供に加え以下に掲げる事業を実施する。
- (1)延長保育事業
- (2)地域子育て支援拠点事業
- (3)一時預かり事業(自主事業)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 当園が保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

(特定教育・保育の提供を行う日並びに行わない日)

- 第5条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

(特定教育・保育の提供を行う時間)

- 第6条 当園の保育を提供する時間は、次のとおりとする。
- (1)開所時間
- 当園が定める開所時間は、次のとおりとする。
- 月~土 7時00分から18時00分までとする。
- (2)保育標準時間認定に係る保育時間(最大11時間)
- 当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護

者が保育を必要とする時間とする。

月～土 7時00分から18時00分までとする。

なお、18時00分から18時30分までの範囲内で、延長保育を行う。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（最大8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～土 8時30分から16時30分までとする。

なお、7時00分から8時30分、16時30分から18時00分の範囲内で、延長保育を行う。

(利用料その他の費用等)

第7条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

2 前項に定めるもののほか、別表2に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受けるものとする。

3 延長保育事業に係る利用者負担額は、別表3のとおりとする。

4 一時預かり事業に係る利用者負担額は、別表4のとおりとする。

5 副食費（食材費）に係る利用者負担額は、別表5のとおりとする。

(利用定員)

第8条 利用定員は、次のとおりとする。

(人)

区分	2号	3号		計
	5歳、4歳、3歳	2歳、1歳	0歳	
定員	54	28	8	90

(利用の開始及び終了に関する事項等)

第9条 当園は、保育時間の認定を受けた子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくして提供拒否は行わず、これに応じるものとする。

2 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の子ども及び第19条第1項第3号の子どもについては、同法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じるものとする。

3 当園は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の保育の選択に必要な重要事項を記した文書にて説明を行い、同意を得るものとする。

4 支給認定を受けた子どもが、子ども・子育て支援法第19条の支給要件に該当し

なくなったときは保育の提供を終了するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 当園は、保育の提供を行っているときに、利用子どもに病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 11 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 12 条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じる。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2)職員による利用子どもに対する児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止
- (3)虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4)その他虐待防止のために必要な措置

(苦情解決)

第 13 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 当園は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

附 則

この規則は、令和 1 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

職種	勤務形態	配置人数	職務内容
園長	常勤専従	1 名	職員及び業務の管理、職員の指導監督等
副園長	常勤専従	1 名	園長職務の補佐、代行
主任保育士	常勤専従	1 名	保育士の統括、地域子育て支援等
副主任保育士	常勤専従	2 名	主任の補佐、保護者への連絡等
保育士	常勤専従	保育士定数による	保育の提供、保護者への連絡等
臨時保育士	常勤専従	若干名	保育の提供、保護者への連絡等
栄養士・調理員	常勤専従	3 名	給食の提供、食育及び献立の周知
保育補助	常勤専従	若干名	保育の補助
事務員	常勤専従	1 名	保育園事務
嘱託医	非常勤	内科 1 名、 歯科 1 名	入所児童の健康管理等

別表 2 (第 7 条第 2 項関係)

実費徴収

利用区分	費用の種類	使途・目的	利用者負担額
全クラス	保育教材費	お便り帳、園児服、絵の具、粘土など	年齢・希望に応じて変動
全クラス	絵本代	毎月配本	毎月 4 4 0 円程度
全クラス	保育機関紙	保育くまもと	年額 6 6 0 円

英語教室、体育指導、茶道教室については保護者負担はありません。

別表 3 (第 7 条第 3 項関係)

延長保育利用者負担額

利用者負担額
1 時間当たり 2 0 0 円

別表 4 (第 7 条第 4 項関係)

一時預かり利用者負担額

利用者負担額
1 日当たり 2 , 0 0 0 円 半日当たり 1 , 0 0 0 円

別表 5 (第 7 条第 4 項関係)

副食費利用者負担額

利用者負担額
月額当たり 4 , 5 0 0 円